

労働衛生行政における 健康確保対策について

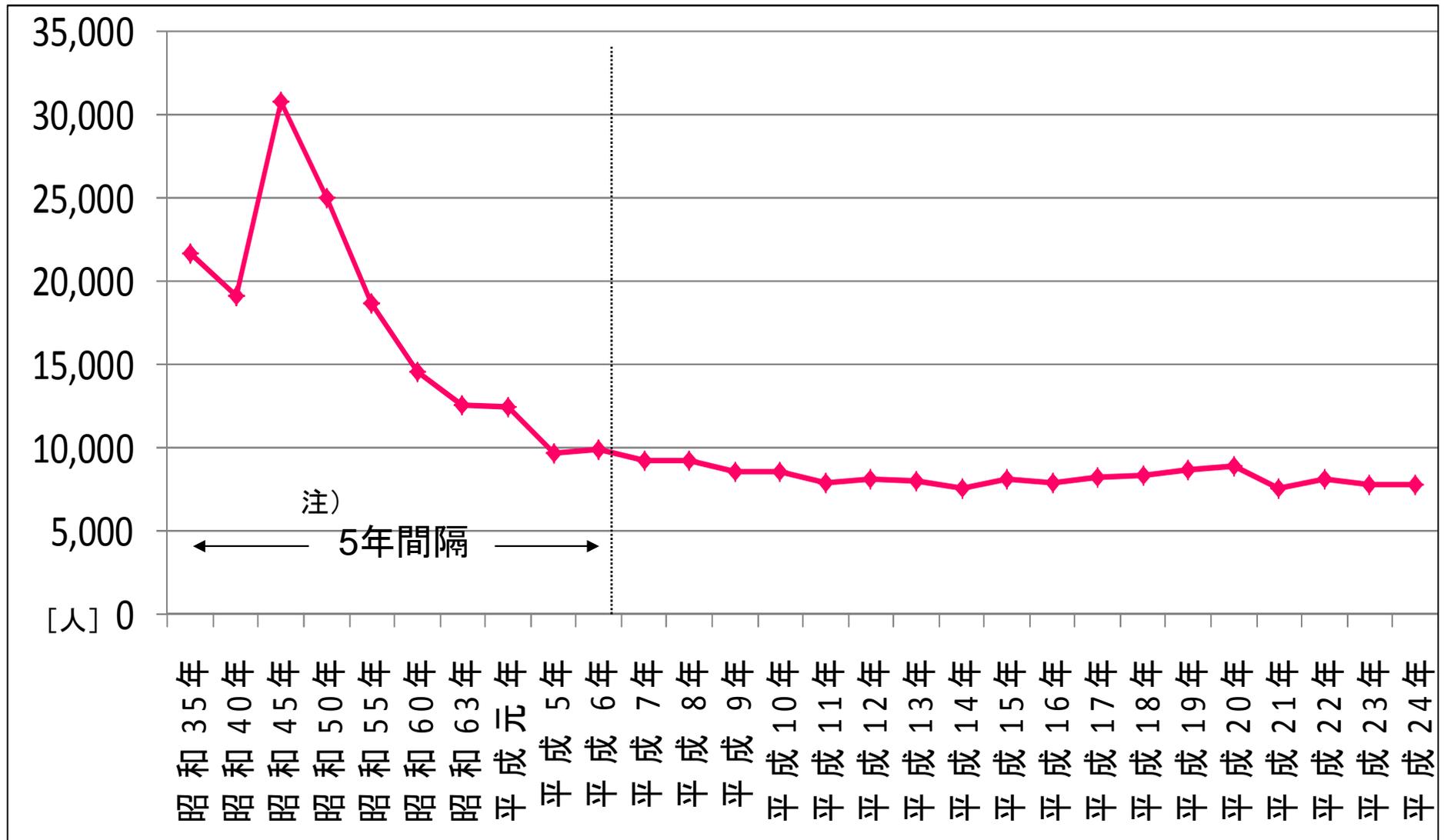
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
主任中央労働衛生専門官
濱本 和孝

トピックス

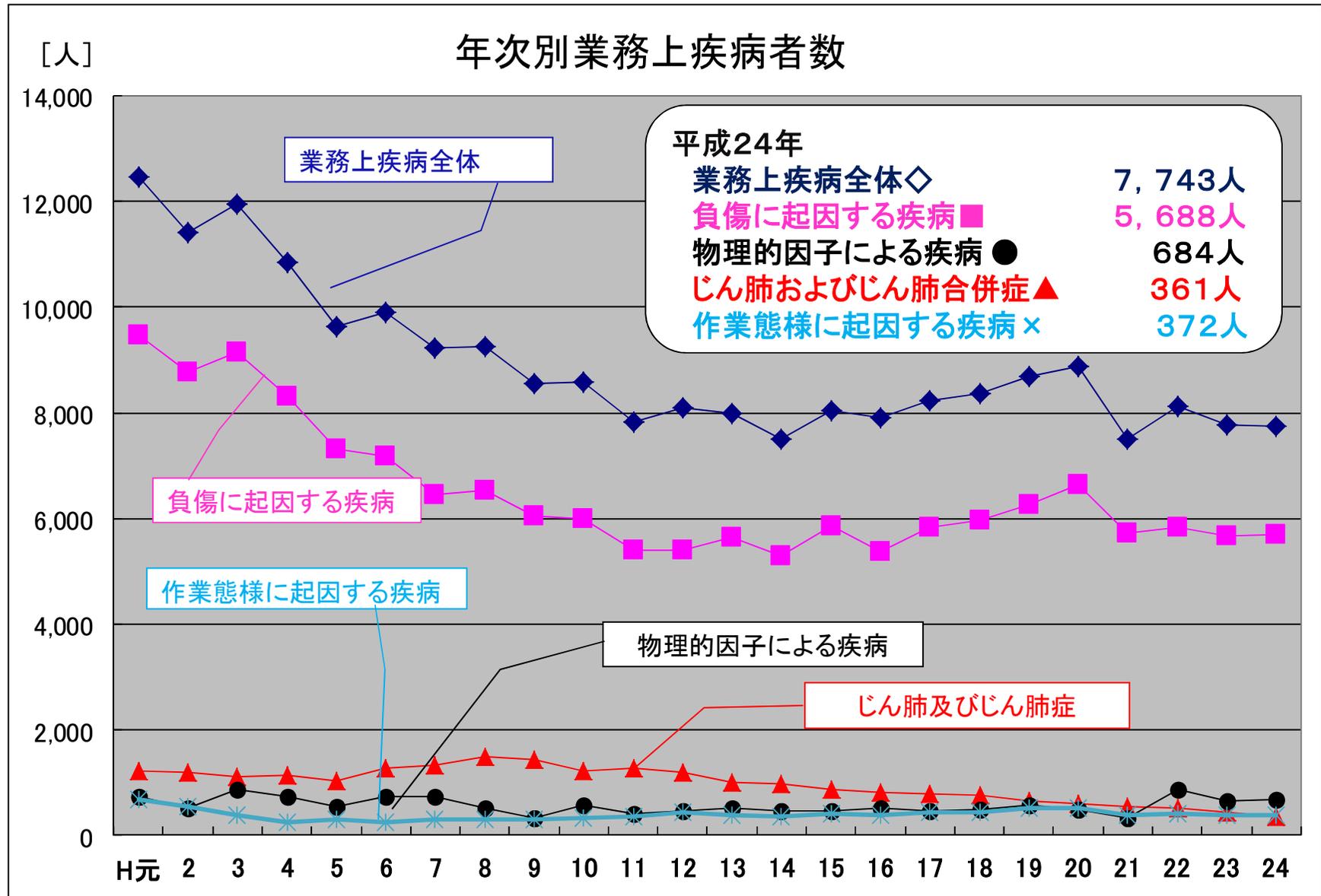
1. **労働衛生の現状**
2. **第12次労働災害防止計画**
3. **産業保健事業の現状及び今後の方向性**
4. **健康づくり大キャンペーン**
5. **地域・職域連携推進事業への期待**

労働衛生の現状

業務上疾病者数の推移



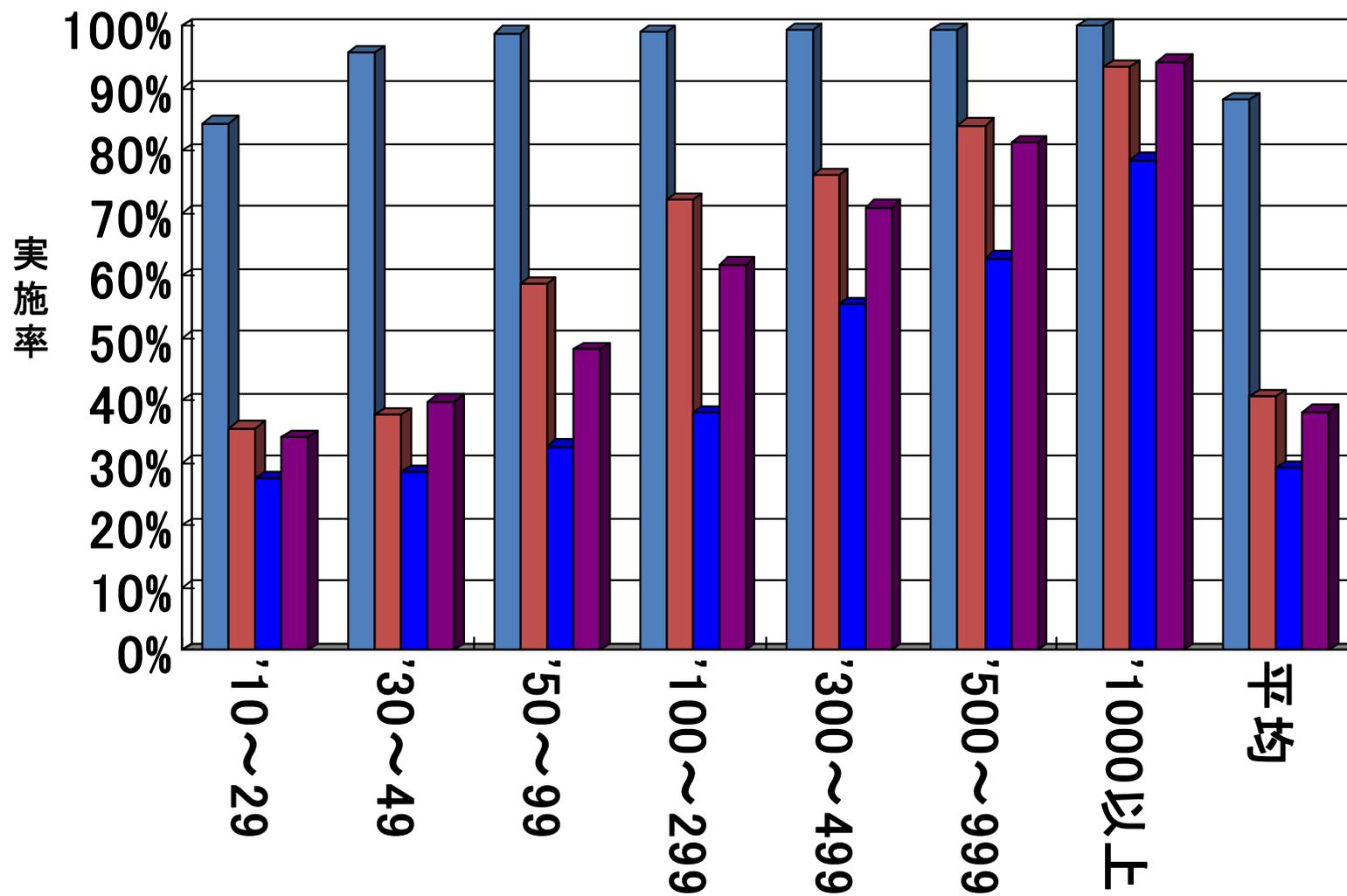
業務上疾病者数の推移



厚生労働省「業務上疾病調」「じん肺健康管理実施結果調」

一般定期健康診断等実施状況

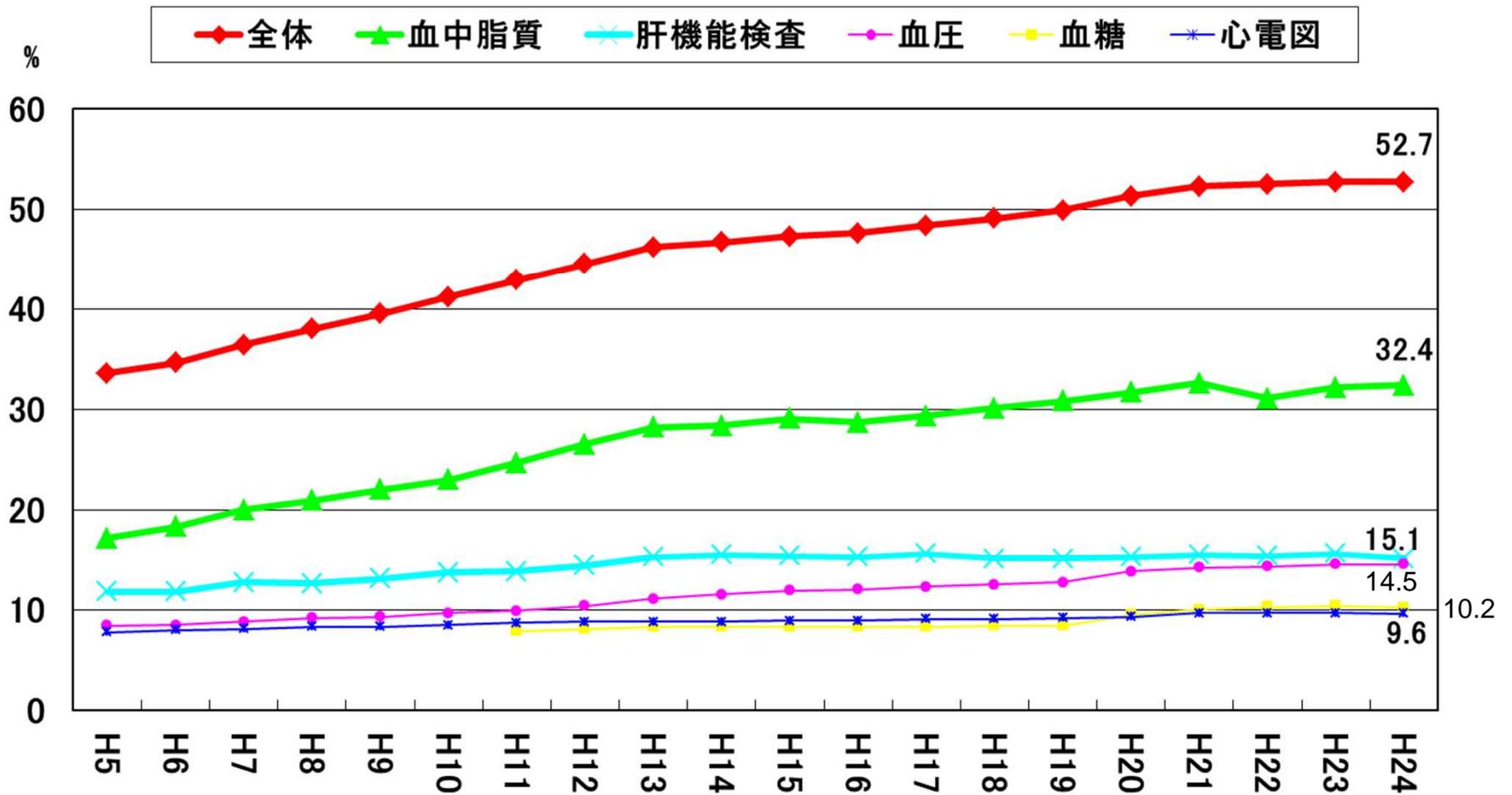
■ 健診 ■ 意見聴取 ■ 就業上の措置 ■ 保健指導



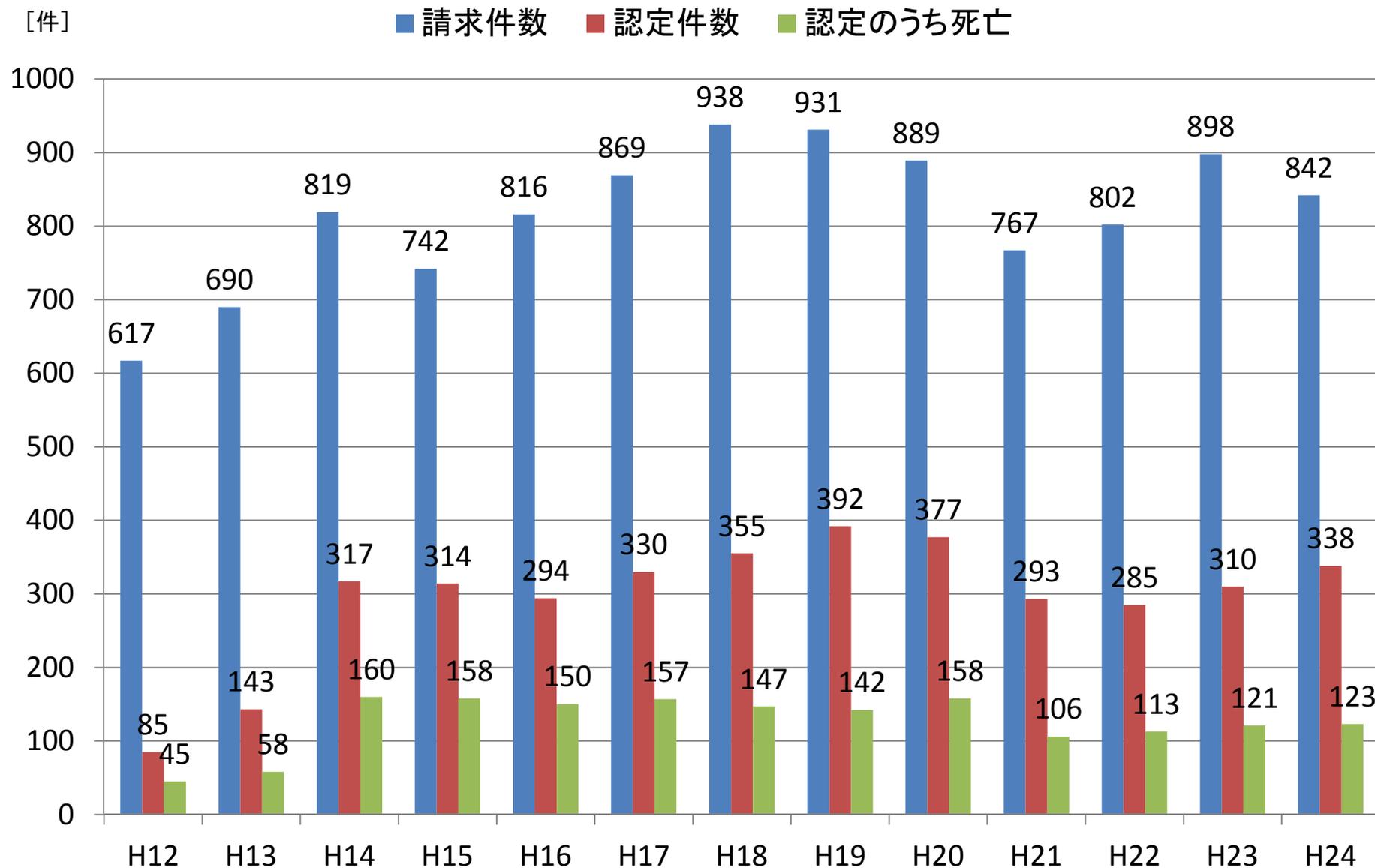
事業場の規模(労働者数)

H22労働安全衛生基本調査

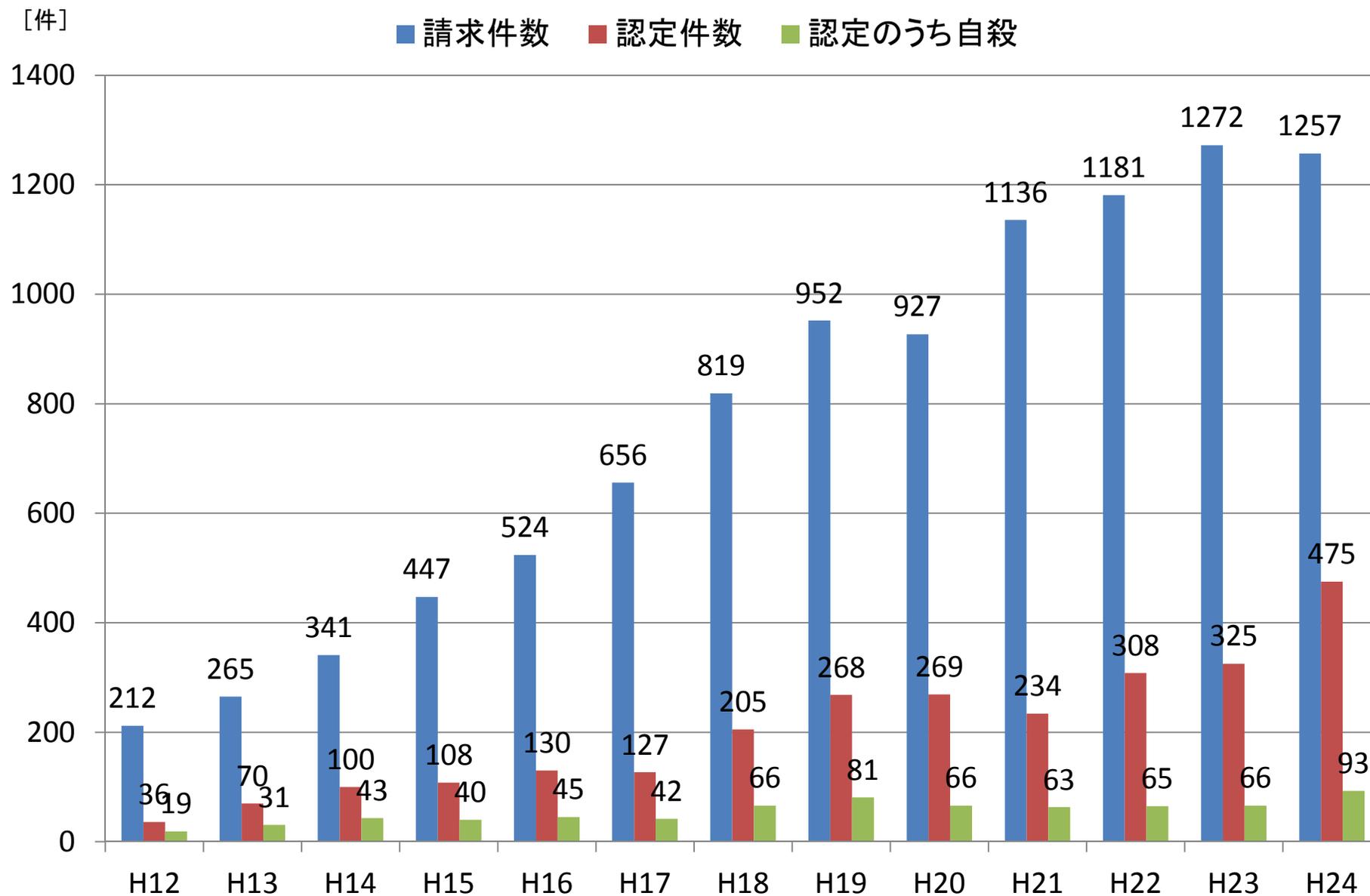
一般定期健康診断結果 有所見率の推移



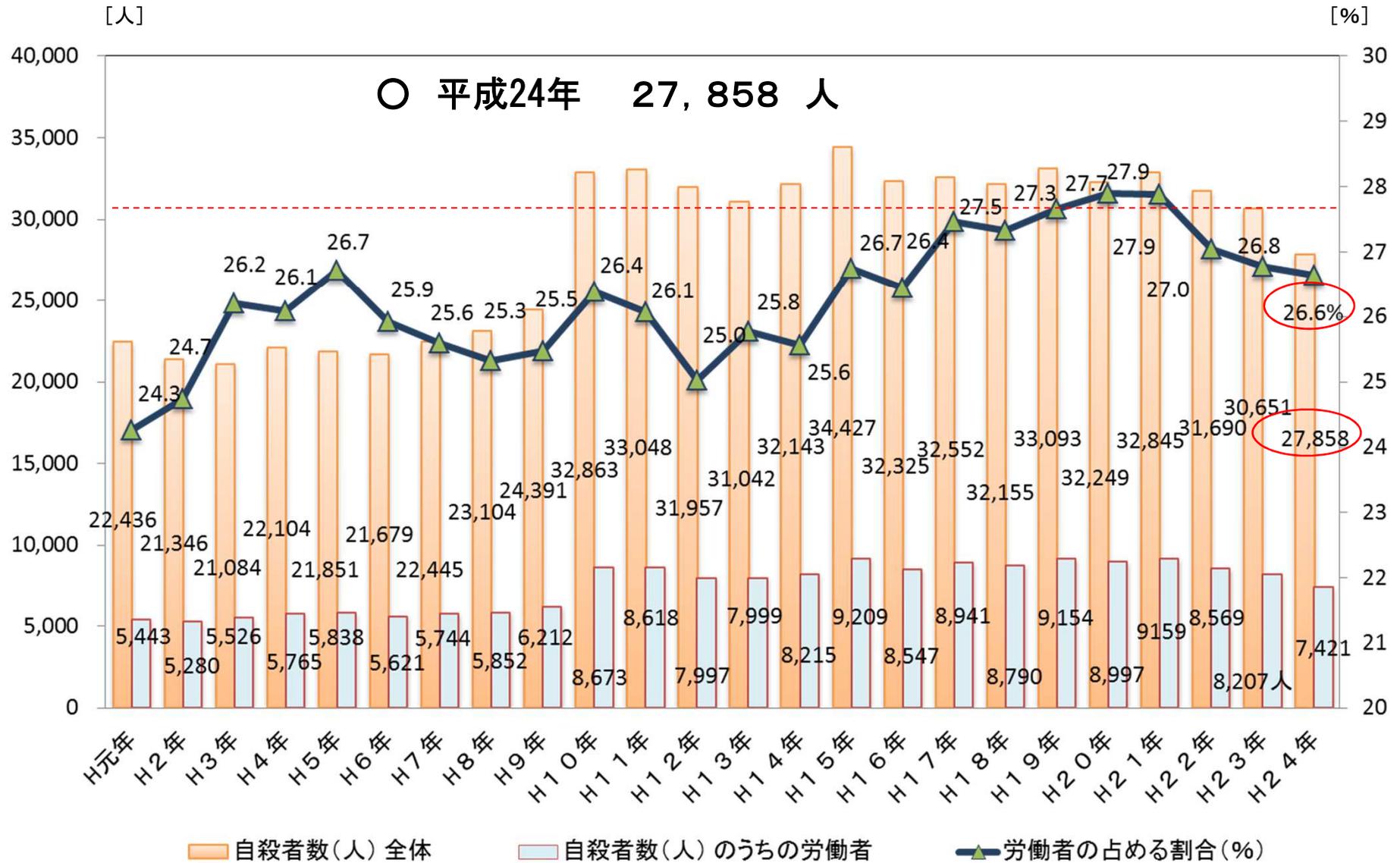
脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



自殺者の推移及びその原因・動機



出典: 警察庁の調査

自殺者の推移及びその原因・動機

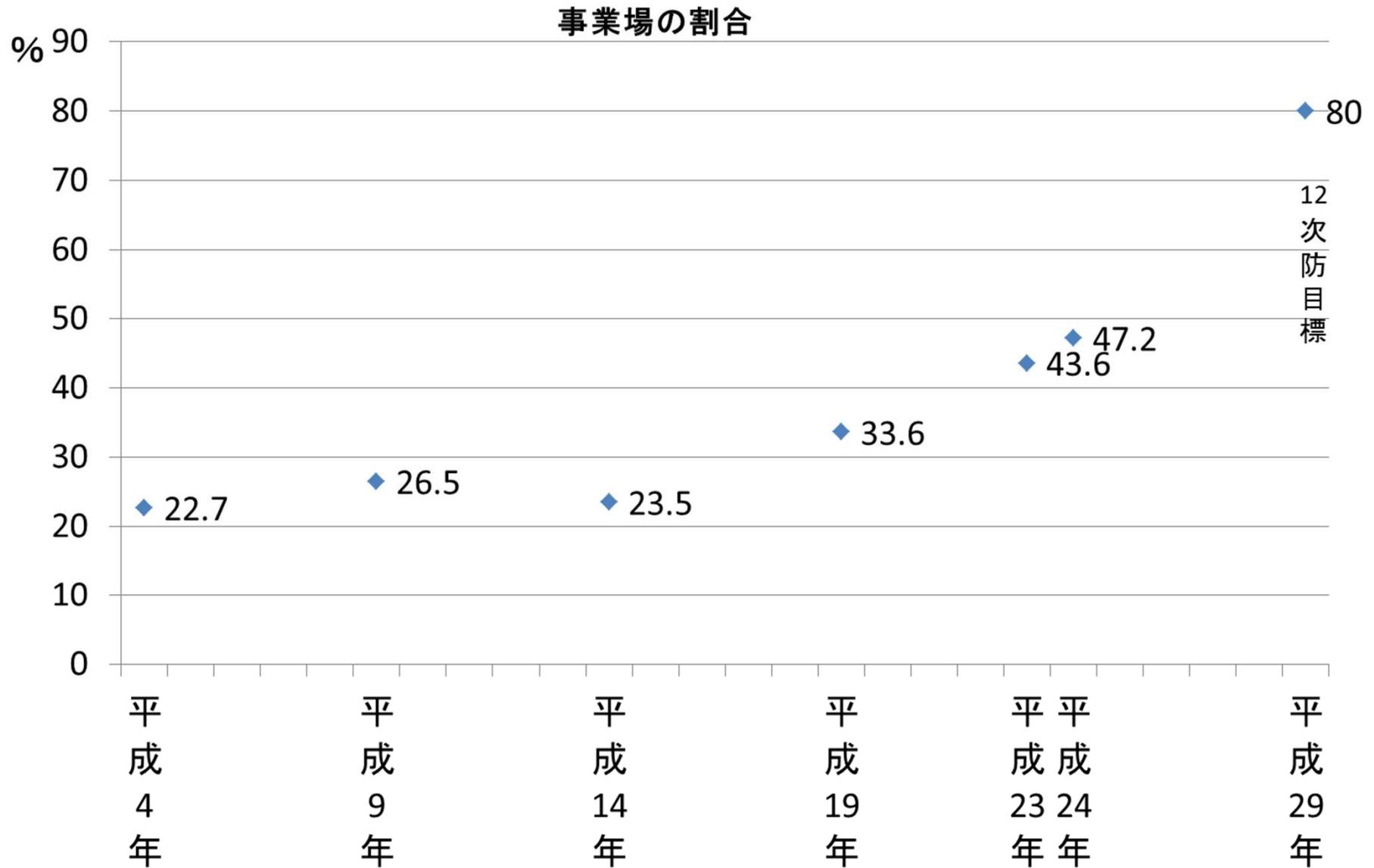
(単位:人)

	自殺者数	原因・動機 特定者	自殺の原因・動機(3つまで)						
			家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
			平成24年	27,858	20,615	4,089	13,629	5,219	2,472
平成23年	30,651	22,581	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
平成22年	31,690	23,572	4,497	15,802	7,432	2,590	1,103	371	1,533
平成21年	32,845	24,434	4,117	15,867	8,377	2,528	1,121	364	1,613
平成20年	32,249	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538

出典:警察庁の調査

勤務問題を理由とする自殺者 約2,500人(平成24年)

メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合の推移



第12次労働災害防止計画

労働災害防止計画とは

■ 労働災害を防止するために国が取り組む事項をまとめた中期計画

・労働安全衛生法(第6条)

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(労働災害防止計画)を策定しなければならない。

・昭和33年に第1次計画が策定されて以降、5年ごとに策定

■ 第12次労働災害防止計画は平成25年2月25日付けで策定し、3月8日に公示

(計画期間は平成25年4月～平成30年3月)

・平成24年6月～平成25年1月にかけて労働政策審議会安全衛生分科会で議論し、平成25年2月14日に諮問、翌15日に答申

第12次労働災害防止計画 (平成25年度～ 5年間)

＜計画が目指す社会＞

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者(国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など)が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

現状と課題

- ◆労働災害による被災者数(平成23年:震災直接原因分除く)
 - 死亡者数:1,024人(過去最少)
 - 死傷者数:117,958人(2年連続増加、平成24年も増加)
- ◆労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加(特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上)
- ◆死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い

計画の目標

死亡者数:
15%以上減少

死傷者数:
15%以上減少

第12次労働災害防止計画の重点施策

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

- ・労働災害件数を減少させるための重点業種：第三次産業、陸上貨物運送事業
- ・重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種：建設業、製造業
- ・重点疾病対策：メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛対策、熱中症対策、受動喫煙防止対策
- ・業種横断的な取組：リスクアセスメントの普及、高年齢労働者対策、非正規労働者対策

2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

3 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

4 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

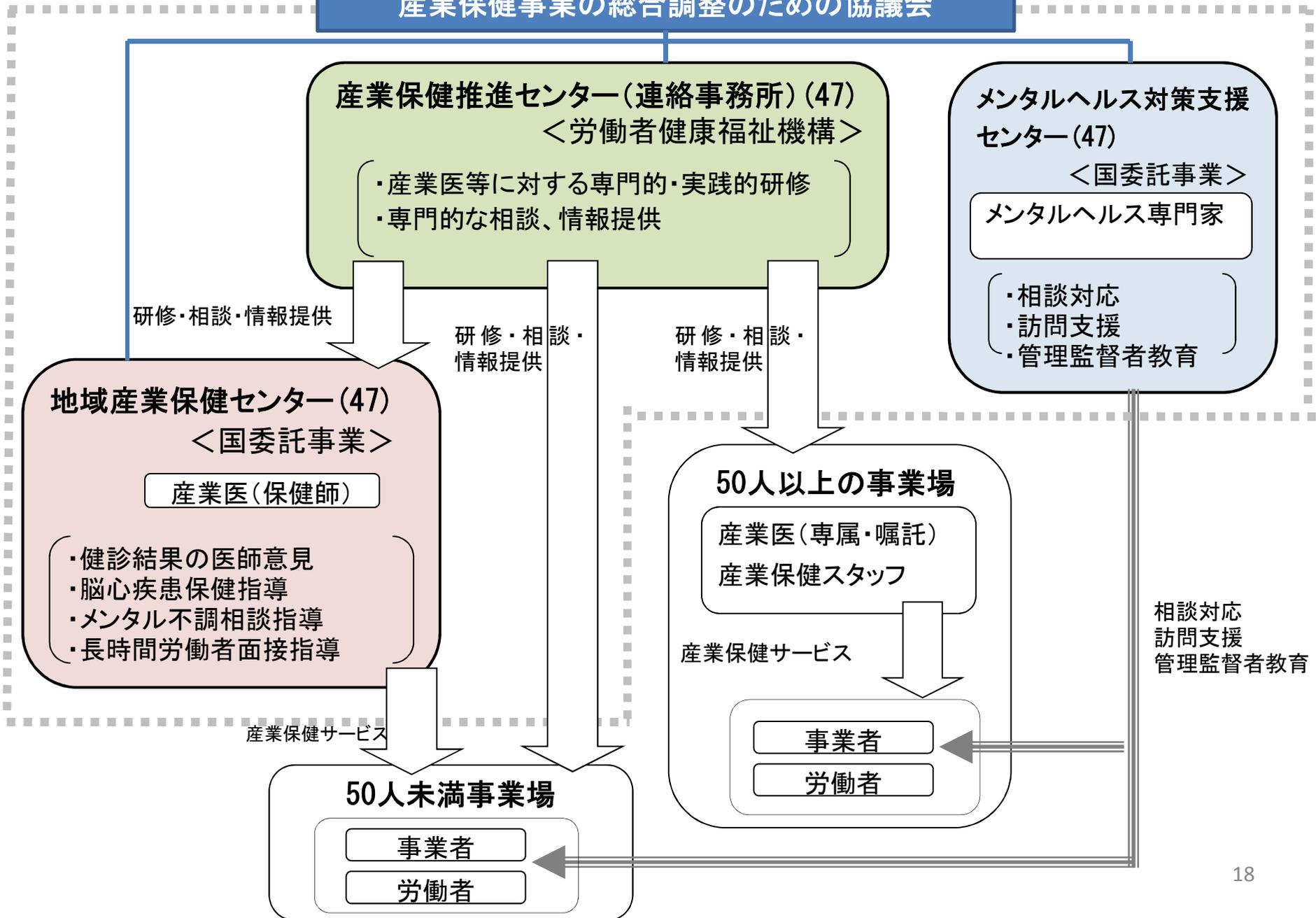
5 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

6 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

産業保健事業の現状及び 今後の方向性

産業保健への支援体制(現行)

産業保健事業の総合調整のための協議会



産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会

趣旨

- 国や独立行政法人労働者健康福祉機構が行う産業保健を支援する事業(産業保健支援事業※)については、平成23年に検討会で効果的・効率的な実施について検討が行われ、支援内容により支援を分けずに総合的に支援すること、三つの事業の統括的運営等の必要性について報告書がとりまとめられた。
- 産業保健支援事業の今後の在り方について、産業保健の実態を踏まえてさらに検討を行うため、改めて検討会を開催。
- 6月までにとりまとめ、26年度予算要求等に反映。

※ ①地域産業保健事業、②産業保健推進センター事業及び③メンタルヘルス対策支援センター事業。

検討事項

- (1) 産業保健支援事業の効果的・効率的な実施について
- (2) 産業保健支援事業の実施の体制について
- (3) その他

産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会 参集者・開催日程

参集者

相澤 好治	学校法人北里研究所常任理事（座長）
栗林 正巳	日産自動車株式会社人事本部グローバル人財開発部 安全健康管理室 シニアスタッフ
土肥誠太郎	三井化学株式会社本社健康管理室長・統括産業医
中板 育美	公益社団法人日本看護協会常任理事
堀江 正知	学校法人産業医科大学産業生態科学研究所所長
道永 麻里	公益社団法人日本医師会常任理事
向澤 茂	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局部長
諸岡 信裕	医療法人白帆会小川南病院理事長・院長

（50音順：敬称略）

開催日程

第1回	平成25年4月22日
第2回	5月 9日
第3回	6月18日（予定）

ヒアリング対象者（第2回検討会）

吉田 守	東京産業保健推進センター特別相談員
古山 善一	独立行政法人労働者健康福祉機構 メンタルヘルス対策推進アドバイザー
藤森 次勝	一般社団法人大阪府医師会理事

（敬称略）

報告書の主なポイント

1 課題

- 労働者数50人未満の小規模事業場の労働者の健康管理は不十分。また、事業者の行うメンタルヘルス対策や化学物質等の有害要因への対策など総合的な支援が十分でない。
- 三事業のそれぞれの違いが利用者から見てわかりにくい。各事業が独立し、総合的な支援が提供できていない。
- 地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業は単年度ごとに調達を行っているため、事業運営が不安定であり、専門的な人材の確保が困難となっている。
- 産業保健推進センターの体制の縮小により、事業実施機能が低下し、真に必要な研修・相談ができていないほか、医師会等関係機関との連携に支障をきたしている。

2 今後の方向性

- 三事業を一元化して、心とからだの一元的相談などを、ワンストップサービスとして支援を提供すべきである。また、一元化後の事業は独立行政法人労働者健康福祉機構が実施主体となり、医師会が専門性を生かして積極的に関与して事業を実施する体制とするべきである。
- 単年度の事業実施方式を改め、安定的・継続的に実施して、必要な人材の確保ができる方式にするべきである。
- 事業の管理部門について効率化しつつ、各都道府県に事業実施の拠点を設置して、必要な人員・機能を確保すべきである。また、地域の小規模事業場が利用しやすい事業とするため、地域の区域ごとに活動拠点を設置し、ワンストップサービスを提供するべきである。

産業保健三事業の一元化のイメージ

<現行>

産業保健推進センター(連絡事務所)
(平成24年度末までに15の都道府県に集約化)

<47都道府県で
労働者健康福祉機構が実施>

地域産業保健事業

<国からの単年度ごとの委託により
39都道府県で都道府県医師会、
8府県で労働者健康福祉機構が実施
それぞれ郡市区医師会が協力>

メンタルヘルス対策支援事業

<国からの単年度ごとの委託により
47都道府県で労働者健康福祉機構が
実施>

- ・各事業の違いがわかりにくい
- ・単年度事業は事業運営が不安定であり、専門的な人材の確保が困難

<一元化後>

(新たな産業保健事業)

<47都道府県で労働者健康福祉機構が実施
医師会が専門性を生かして積極的に関与>

(三事業の一元化及び実施体制等)

- 三事業を一元化して運営し、心とからだの健康対策の一元的相談等、ワンストップサービスとして総合的な支援を提供。
- 単年度ごとの事業実施方式を改め、安定的・継続的な事業実施により、事業推進に必要な人材を確保。
- 都道府県及び地域の区域ごとに活動の拠点を設置し、地域の小規模事業場を支援。

(新たな事業における支援の対象、範囲、内容)

- 小規模事業場に対する支援は、総合的な労働衛生対策を進めるための支援とし、可能な限り実際に事業場を訪問して実施。
- 中小企業の小規模事業場を、大企業の事業場より優先して支援の対象とするほか、継続した支援を求める事業者に対しては、適切な団体や専門家を紹介。
- 労働基準行政機関や事業者団体等とも連携して、事業の周知に努める。

健康づくり大キャンペーン

健康づくり大キャンペーン

『いきいき健康大使』の任命
『健康づくり推進本部』の設置 を号令に健康づくり大キャンペーンを開始

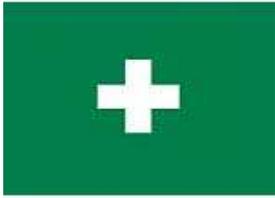
平成25年秋(「健康増進普及月間(9月)」～)

- 『いきいき健康大使』の任命
→ 各界で活躍するタレントが、各種健(検)診制度の枠を超えて各種イベントに参加
- 『健康増進普及月間(9月)』の取組
→ 9月、10月に各自治体の創意工夫による各種イベントを実施
- 『健康づくり推進本部』の設置
→ 厚生労働大臣を本部長とする省内横断的組織の設置

平成25年度におけるその他の取組例

- 「政府広報」の実施を検討
- 「職場の健康診断実施強化月間(9月)」における職域での集中的な周知・啓発
- がん検診推進50%全国大会(10月)の開催
→ 体験談コンテスト最優秀賞受賞者の大臣表彰
- 『健康寿命を延ばそうアワード』による好事例の大臣表彰

平成26年度もより一層効果的なキャンペーンを展開



全国労働衛生週間

平成25年度のスローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

- ・労働衛生広報等の作成、配布
 - ・雑誌等を通じて広報
 - ・労働衛生講習会の開催 等
- 期間 10月1日から7日まで
主唱者 厚生労働省
中央労働災害防止協会
実施者 各事業場



(全国安全週間は、7月1日～7日)

職場における健康診断実施強化月間

期間:平成25年9月1～30日(全国労働衛生週間準備月間)

対象:事業場

指導等の重点事項:

- ア 健康診断の実施徹底
- イ 健康診断実施後の事後措置の徹底
- ウ 小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知

地域・職域連携推進事業への 期待

地域・職域連携推進事業への期待

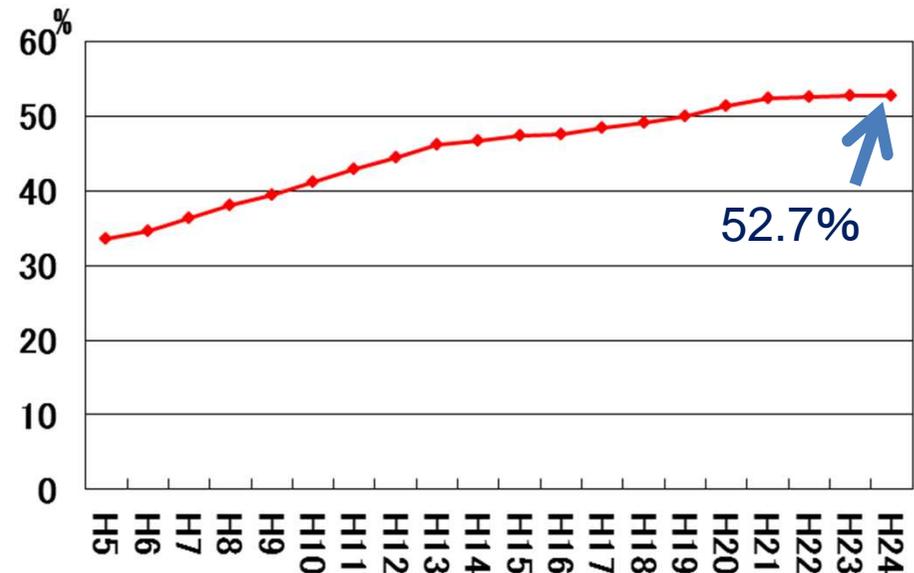
- ① 労働者に対する健康教育の推進
- ② 効果的、効率的な健診・保健指導の実施
- ③ 医療計画による地域・職域の保健医療サービス等との連携推進
- ④ 受動喫煙防止対策
- ⑤ 治療と職業生活の両立等支援対策の推進

①地域・職域連携推進事業による 労働者に対する健康教育の推進

【現状・課題】

- 一般定期健康診断における有所見率は、高止まり
- 労働者は、健康教育を受ける機会が不十分(特に小規模事業場)

一般定期健康診断結果 有所見率の推移



【具体的取組】

- 保健所等との連携による労働衛生週間(10/1)や安全週間(7/1)における労働者に対する健康教育の実施
- 出前健康教育等の実施推進

②地域・職域連携推進事業による 効果的、効率的な健診・保健指導の実施

【現状・課題】

- 地域や職域において、一般定期健康診断、特定健康診査、がん健診、人間ドック等の様々な健診が実施されている。
- 一般定期健康診断を実施したものは、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなされる。



【具体的取組】

- 地域や職域の関係者における緊密な連携・協力による特定健診、定期健康診断の効果的・効率的な実施
- 地域や職域において健康づくりのために実施されている種々の健診・保健指導の実施率向上への取り組み
- 労働者に対するがんに関する正しい知識の普及、がん検診の受診向上

③医療計画による地域・職域の保健医療サービス等との連携推進

【現状・課題】

- 日本の自殺者数は、依然として高値。
（平成24年年間の累計自殺者数は27,766人（速報値））
- 精神障害による労災支給決定件数も増加傾向。
- 職場のメンタルヘルス対策は緊急の課題。
- メンタルヘルス対策の推進のためには、職場だけでなく地域との連携が必要



【具体的取組】

精神疾患に関する医療計画において、保健所等の地域、職域等の保健医療サービス等との連携の推進を規定

－医療計画について（医政発0330第28号 平成24年3月30日）

－疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（医政指発0330 第9号、平成24年3月30日）

職場でのメンタルヘルス対策の推進

事業場での基本的取組事項

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年公示第3号）に基づく取組の促進

○衛生委員会等での調査審議
（心の健康づくり計画等）

○事業場内体制の整備
（事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任）
（セルフケア、ラインによるケア、産業保健スタッフ、外部機関）

○教育研修の実施
（一次予防）

○職場環境等の把握と改善
（一次予防）

○不調の早期発見・適切な対応
（二次予防）

○職場復帰支援
（三次予防）

事業場の取組を支援する施策

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

○メンタルヘルス対策の具体的な取組についてメンタルヘルス対策支援センターと連携した指導・助言

II 全国の「メンタルヘルス対策支援センター」による事業場の取組支援

○事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
○個別事業場に訪問し助言・指導の実施
○職場の管理監督者に対する教育の実施
○職場復帰支援プログラムの作成支援
○メンタルヘルス相談機関の登録・紹介
○事業者、産業保健スタッフ、行政機関等とのネットワーク形成

III その他メンタルヘルス対策の実施

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供
○産業医等に対する研修の実施 等

④地域・職域連携推進事業による 受動喫煙防止対策の推進

【現状・課題】

- 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは科学的にも明らか
- 職場の受動喫煙に対する取組の遅れ（職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者が44%（平成24年3月調査））
- 旅館業、飲食店等における受動喫煙は、労働者だけでなく一般住民にも影響



【具体的取組】

- 地域・職域保健における共通の課題として、受動喫煙防止対策の積極的取組
- 喫煙の防止等に関する条例（神奈川県、兵庫県）

職場における受動喫煙防止対策

～国内外の動向～

国内における動向

- 職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導
- 平成15年に健康増進法が施行
- 平成23年10月より受動喫煙防止対策助成金制度、測定支援事業、相談支援事業を開始
- 平成24年6月にがん対策推進基本計画が閣議決定
- 平成24年7月に健康日本21(第2次)が策定

「平成32年までに受動喫煙のない職場の実現」を目標に掲げている

国際的な動向(WHO)

○たばこ規制枠組条約 概要

(平成16年6月批准、平成17年2月発効、平成23年1月現在172か国が批准)

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

- 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する
- 2 屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護についての効果的な措置をとる

○たばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン

(平成19年7月採択)

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係

健康増進法第25条(健康局)

公共的な空間における受動喫煙防止のため、施設管理者に措置義務を課すもの。

労働安全衛生法(労働基準局)

労働者の受動喫煙防止のため、事業者措置義務を課すもの。

努力義務

多数の者が利用する施設

対象者:住民、利用者、顧客等

健康局長通知
(平成22年2月発出)

努力義務
(快適職場環境の形成)

事業場

対象者:労働者

職場における喫煙対策のためのガイドライン
(平成15年5月)

飲食店、
旅館等

受動喫煙防止の取組を応援します

～ 職場で働く方々を受動喫煙から守るための支援 ～

健康への悪影響が明らかになっている受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業者強く求められています。厚生労働省では、事業者の受動喫煙防止の取組を以下の事業により応援します。

1 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施しています。また、ご要望に応じ実地指導も行います。平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施します。

- 費用 : **無料**（電話相談、実地指導どちらも）
- 相談ダイヤル : **050-3537-0777**（事業実施機関：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会）

具体的な対策の仕方が分からないという相談から受け付けていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

2 たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

効果的な受動喫煙対策のためには、職場の空気環境を確認することが必要です。そこで、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）を貸し出します。

- 貸出費用 : **無料**（往復の送料のみ自己負担）
- 申込受付ダイヤル : **050-3642-2669**（事業実施機関：株式会社アマラン）

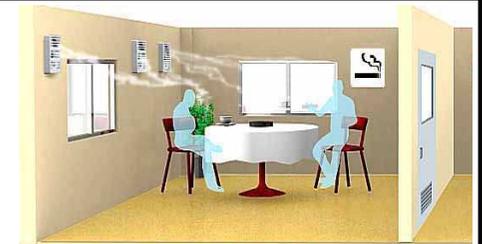
貸出機器の使い方の問合せも受け付けています。どうぞご利用ください。



3 受動喫煙防止対策助成金 **（平成25年度から対象事業主、助成率が拡充されます）**

- 対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主の方
- 助成対象 : 喫煙室の設置のための費用（今年度から限定）
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/2（上限200万円）
- お問い合わせ先 : **各都道府県労働局健康主務課**

※ 1の相談窓口でも制度の照会ができます。



厚生労働省・都道府県労働局

詳細については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>）も参照願います。

⑤地域・職域連携推進事業による 治療と職業生活の両立等支援

【現状・課題】

- 治療を受けながら就労する労働者の増加
- 一方、通院や治療と仕事の両立のための体制は十分とはいえない。
- 社会の活力の維持のためにも、両立支援のための職場環境や支援体制の整備が必要。



【具体的取組】

- 地域資源の活用による治療が必要な労働者の就労継続支援への取組を推進